

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和4年6月3日

岡山市長 大森雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 TUTAYA 十日市店

所在地 岡山市北区岡南町2丁目299番地1 外

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

(3) 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者氏名
日笠商事株式会社	津山市戸島634番地の12	代表取締役 日笠 晴夫

(変更後)

名称	住所	代表者氏名	変更の年月日
株式会社ジョイアーバン	鳥取県米子市角盤町1-27-6 アルファビル	代表取締役 宇田川正樹	平成30年8月1日

(4) 変更年月日

上記に記載

(5) 変更理由

テナント入替え

2 届出年月日

令和4年5月31日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和4年6月3日から令和4年10月3日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興・雇用推進課